

### 3. 環境保全目標

環境保全目標は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、環境保全目標について必要な改訂を行います。

#### 1 大気汚染

項目	目標値	対象地域
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	府内全域  ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppm Cから0.31ppm Cの範囲内又はそれ以下であること	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	
ベンゼン	年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
トリクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
ジクロロメタン	年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること	
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	府内全域

(注) 1 二酸化窒素は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で評価を行う。

2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。

- ・短期的評価は、連続して、又は都随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
- ・長期的評価は、年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。  
ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

3 ジクロロメタンは平成13年4月20日から適用

## 2 水質汚濁

### 健康項目（河川、海域、湖等）

項 目	目 標 値	対 象 水 域
カドミウム	0.01 mg / L 以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg / L 以下	
六価クロム	0.05 mg / L 以下	
砒素	0.01 mg / L 以下	
総水銀	0.0005 mg / L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下	
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下	
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02 mg / L 以下	
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下	
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / L 以下	
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg / L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下	
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg / L 以下	
チウラム	0.006 mg / L 以下	
シマジン	0.003 mg / L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下	
ベンゼン	0.01 mg / L 以下	
セレン	0.01 mg / L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下	
ふっ素	0.8 mg / L 以下	
ほう素	1 mg / L 以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ / L 以下	

(注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びP C Bについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注) 4のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が 0.0005 mg / L を超える検体数が調査対象検体の 37 % 以上である場合を不適とする(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。

生活環境項目

ア 河川

項目		類型	AA	A	B	C	D	E
		利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下	
	浮遊物質 (SS)	25 mg/L以下	25 mg/L以下	25 mg/L以下	50 mg/L以下	100 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L以上	7.5 mg/L以上	5 mg/L以上	5 mg/L以上	2 mg/L以上	2 mg/L以上	
	大腸菌群数	50MPN /100mL以下	1,000MPN /100mL以下	5,000MPN /100mL以下	-	-	-	
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする						

(注) 1 目標値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる)。  
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5mg以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

イ 海域

項目		類型	A	B	C
		利用目的の適応性	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	環境保全
目標値	水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
	化学的酸素要求量 (COD)	2 mg/L以下	3 mg/L以下	8 mg/L以下	
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L以上	5 mg/L以上	2 mg/L以上	
	大腸菌群数	1,000MPN /100mL以下	-	-	
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	-	
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする			

(注) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	目標値		対象水域
		全窒素	全燐	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	対象水域は別表のとおり
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
	水産3種 工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	

(注) 目標値は、年間平均値とする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する水域類型

河川

区分	水域名	範囲	該当類型	
淀川水域	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	B	
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	D	
	芥川1	京都府界から塚脇橋まで	A	
	芥川2	塚脇橋より下流	B	
	檜尾川	全域	B	
	穂谷川	全域	B	
	船橋川	全域	B	
	天野川	奈良県境より下流	B	
	水無瀬川	全域	A	
	神崎川水域	安威川上流	茨木市取水口より上流	A
安威川下流(1)		茨木市取水口から戸伏まで	B	
安威川下流(2)		戸伏から大正川合流点まで	C	
安威川下流(3)		大正川合流点より下流まで	E	
猪名川上流		箕面川合流点より上流	B	
猪名川下流(1)		箕面川合流点より下流(藻川を含む)ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く	B	
猪名川下流(2)		藻川分岐点から藻川合流点まで	D	
神崎川		安威川、猪名川を除く神崎川	B	
余野川		全域	B	
箕面川1		箕面市取水口より上流	A	
箕面川2		箕面市取水口から兵庫県界まで	B	
千里川		全域	C	
勝尾寺川		全域	C	
茨木川		全域	C	
大正川		全域	C	
寝屋川水域		寝屋川	全域	E
		恩智川	全域	E
	古川	全域	E	
	第二寝屋川	全域	E	
	平野川分水路	全域	E	
	平野川	全域	E	
大阪市内河川水域	大川	大川全域及び城北川全域	C	
	堂島川	全域	C	
	土佐堀川	全域	C	
	安治川	全域	C	
	道頓堀川	全域	C	
	尻無川	全域	C	
	木津川	全域	C	
	住吉川	全域	C	
	六軒家川	全域	C	
	正蓮寺川	全域	C	
	木津川運河	全域	C	

区分	水域名	範囲	該当類型
大和川水域	大和中流	桜井市初瀬取入口から浅香山まで	C
	大和川下流	浅香山より下流	D
	石川	全域	B
	東除川	全域	C
	西除川(1)	狭山池流出端より上流	B
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	D
	千早川	全域	B
	石見川	全域	A
	天見川	全域	B
	泉州諸河川水域	石津川	全域
和田川		全域	C
大津川上流		泉大津市高津取水口より上流	B
大津川下流		泉大津市高津取水口から下流	D
牛滝川		全域	B
松尾川		全域	B
檜尾川		全域	B
父鬼川		全域	A
春木川		全域	E
津田川		全域	E
近木川上流		梶谷川合流点より上流	B
近木川下流		梶谷川合流点から下流	E
見出川		全域	E
佐野川		全域	E
櫻井川上流		兎田橋より上流	B
櫻井川下流		兎田橋より下流	E
金熊寺川		全域	A
男里川		全域	A
菟砥川		全域	A
山中川		全域	A
番川	全域	A	
大川	全域	A	
東川	全域	A	
西川	全域	A	

(注) 神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川)の該当類型は平成13年3月30日付け環境省告示第17号によりE類型からB類型に見直されました。

(別表つづき)

海 域

・COD

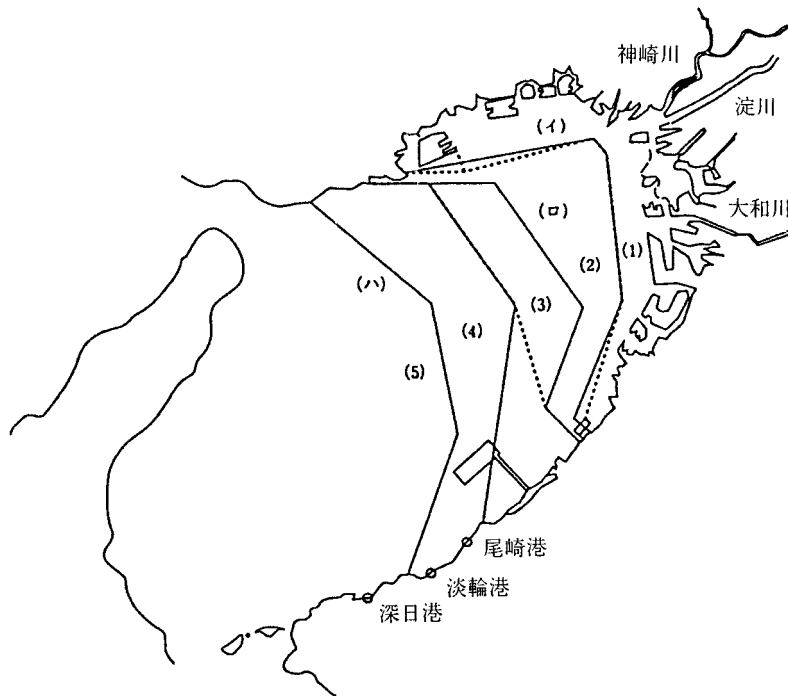
水域類型指定	
水 域	該当類型
大阪湾(1)	C
大阪湾(2)	B
大阪湾(3)	A
大阪湾(4)	A
大阪湾(5)	A
尾崎港	C
淡輪港	C
深日港	C

・全窒素、全<sup>ホウ</sup>磷

水域類型指定	
水 域	該当類型
大阪湾(イ)	
大阪湾(ロ)	
大阪湾(ハ)	

(注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲まれた海域をいう。

大 阪 湾 水 域 類 型



(注) ……………は全窒素、全<sup>ホウ</sup>磷に係る水質環境基準の水域を表す。

特殊項目  
ア 河川

項目	対象水域	上水道水源水域	その他の水域 (水域類型C以上の河川)
フェノール類		0.005 mg / L以下	0.01 mg / L以下
銅		0.05 "	0.05 "
亜鉛		0.1 "	0.1 "
溶解性鉄		0.3 "	1.0 "
溶解性マンガン		0.05 "	1.0 "
全クロム		0.05 "	1.0 "
アンモニア性窒素		0.1 "	1.0 "
陰イオン活性剤		0.5 "	0.5 "
ノルマルヘキサン抽出物質		0.01 "	0.01 "

イ 海域

項目	対象水域	大阪湾 (3) (4) (5)	大阪湾 (2)	大阪湾 (1) 尾崎港、淡輪港、深日港
フェノール類		0.01 mg / L以下	0.01 mg / L以下	0.01 mg / L以下
銅		0.02 "	0.02 "	0.02 "
亜鉛		0.1 "	0.1 "	0.1 "
鉄		0.1 "	0.2 "	0.5 "
全クロム		1.0 "	1.0 "	1.0 "
陰イオン活性剤		0.1 "	0.1 "	0.1 "

底質  
ア 河川

項目	環境保全目標	対象水域
P C B	10 mg / kg	全公共用水域
水銀	25 mg / kg	"

イ 海域

項目	環境保全目標	対象水域
P C B	10 mg / kg	全公共用水域
水銀	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号水質保全局長通知)に定める基準に該当しないこと	"

3 地盤環境

地盤沈下

項目	環境保全目標	対象地域
地盤高	地盤沈下を進行させない	府内全域

地下水質

水質汚濁に係る環境保全目標・健康項目に同じ

土壌汚染

目	目 標 値	対象地域
カ ド ミ ウ ム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地において米 1 kg につき 1 mg 未満であること	府内全域
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと	
有 機 リ ン	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
六 価 ク ロ ム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること	
砒 素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること	
総 水 銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること	
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと	
P C B	検液中に検出されないこと	
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
四 塩 化 炭 素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること	
1, 2 - ジククロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること	
1, 1 - ジククロエチレン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
シス - 1, 2 - ジククロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること	
1, 1, 1 - トリククロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
1, 1, 2 - トリククロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること	
トリククロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること	
テトラククロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
1, 3 - ジククロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること	
チ ウ ラ ム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること	
シ マ ジ ン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること	
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
ベ ン ゼ ン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
セ レ ン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
ふ っ 素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること	
ほ う 素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
ダ イ オ キ シ ン 類	土壌 1 g につき 1,000pg-TEQ 以下であること	

(注) 1 検液とは土壌(重量)の10倍の水(容量)で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

#### 4 騒音・振動

##### 環境騒音

##### ア 一般地域

地域の類型	目 標 値		対 象 地 域
	昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	貝塚市名越 国立療養所千石荘病院の敷地 貝塚市橋本 大阪市立貝塚養護学校の敷地 富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

##### イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	目 標 値	
	昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の目標値の欄に掲げるとおりとする。

目 標 値	
昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

注 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）

に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第9項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル



## 航空機騒音

地域の類型	目標値	対象地域
	70WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 関西国際空港及び八尾空港の敷地 2 国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域
	75WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。

## 新幹線鉄道騒音

地域の類型	目標値	対象地域
	70デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
	75デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注)「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面に表示する地域を含む。)をいう。

## 鉄軌道騒音、建設作業騒音、小規模飛行場騒音、振動、低周波音

項目	目標値	対象地域
鉄軌道騒音 (新幹線鉄道を除く)	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域
建設作業騒音		
小規模飛行場騒音		
振動		
低周波音		

\*...1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場を対象とする。